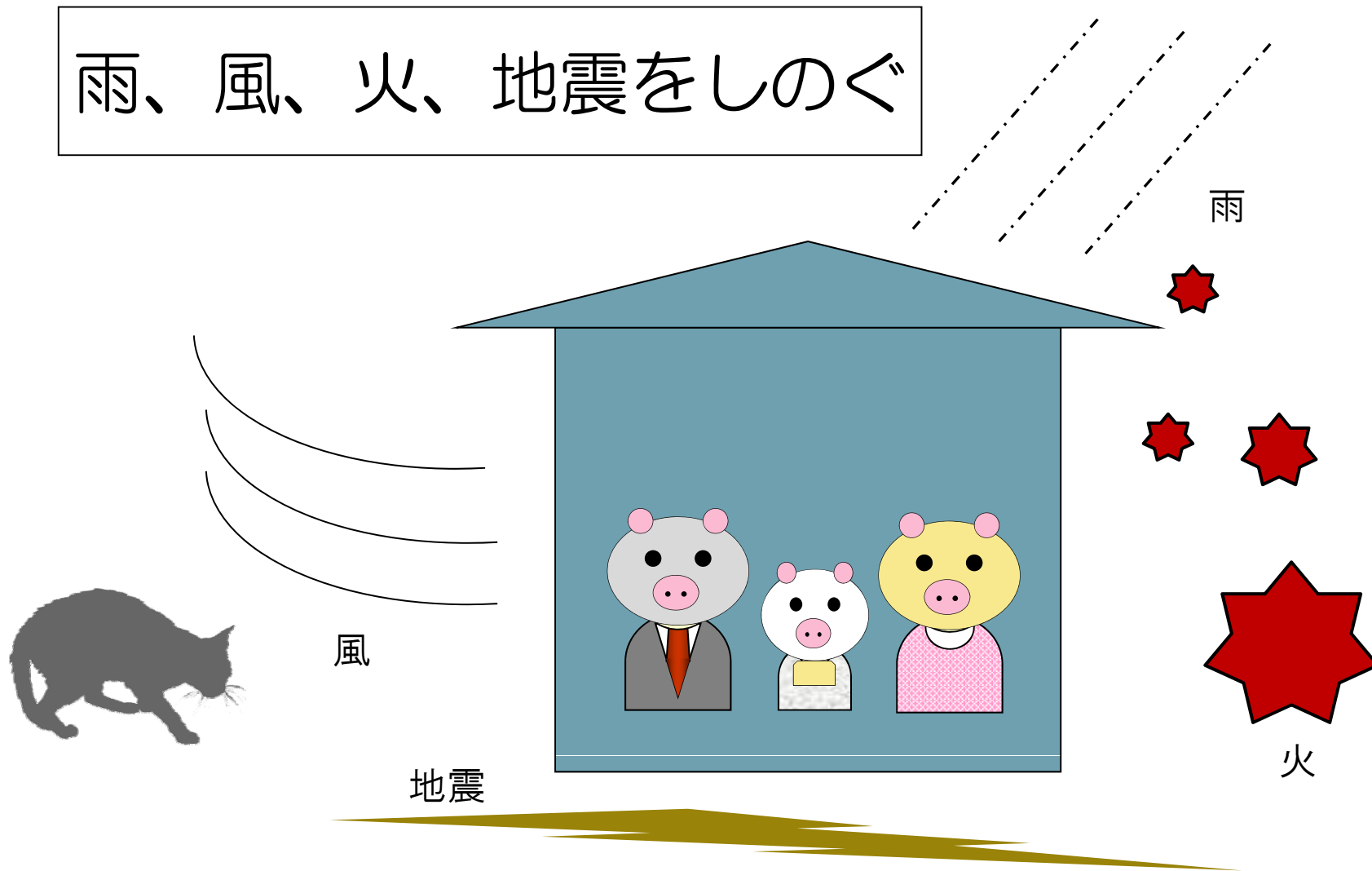


建築の基本知識

青森県総務部行政経営管理課
ファシリティマネジメント・財産G

1. 建物の役割

雨、風、火、地震をしのぐ



2. 建物の構成

■ 躯体（構造体・外壁） 耐震性

基礎、柱、梁（はり）、壁、床板、屋根板、外壁

■ 内装（内部仕上） 装飾性

天井、間仕切壁、ドア（建具）、床タイル、塗装、壁クロス

■ 外装（外部仕上） 断熱・防水・耐火性

サッシ、ガラス、外壁塗装、外壁タイル

■ 屋根（防水） 防水・耐火性

金属屋根、アスファルト防水、シート防水、FRP防水

■ 建築設備 機能性・快適性

照明、受変電・換気・暖房設備、受水槽、エレベーター

■ 構造体 概念図

構造体の基本は3種類

- ・鉄筋コンクリート造（RC造）
- ・鉄骨造（S造）
- ・木造（W造）

その他

- ・鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）
- ・補強コンクリートブロック造（CB造）

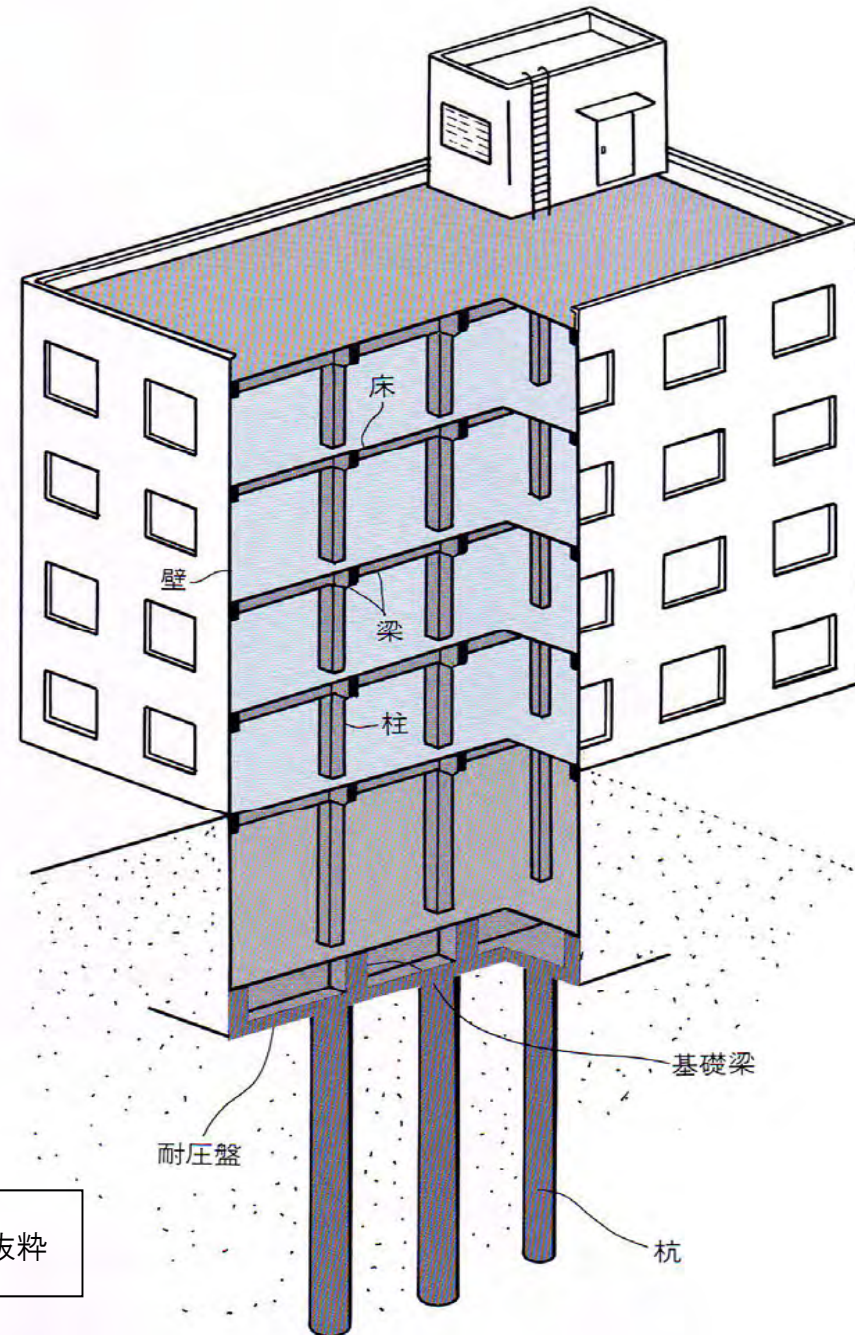
ラーメン構造とは・・・

柱と梁が一体化した構造形式のこと

ブレース構造とは・・・

ブレースで地震に耐える構造形式のこと

「建築・設備 維持管理のしおり」（BELCA）より抜粋



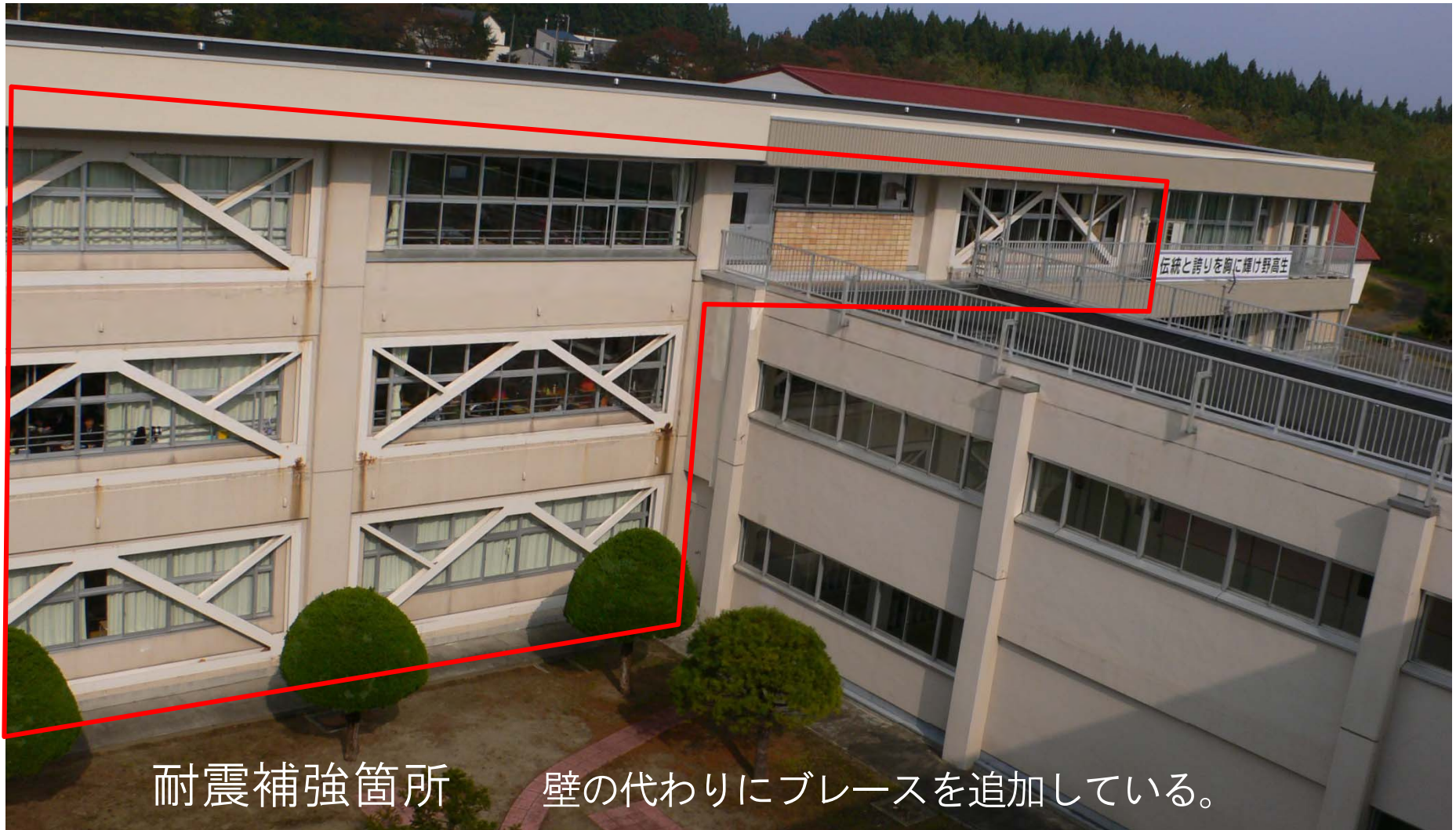
■ 構造体 地下工事



■ 構造体 耐震改修

耐震改修とは・・・

昭和56年5月31日以前に建築された建物で、現行の耐震基準に満たない建物を補強すること。



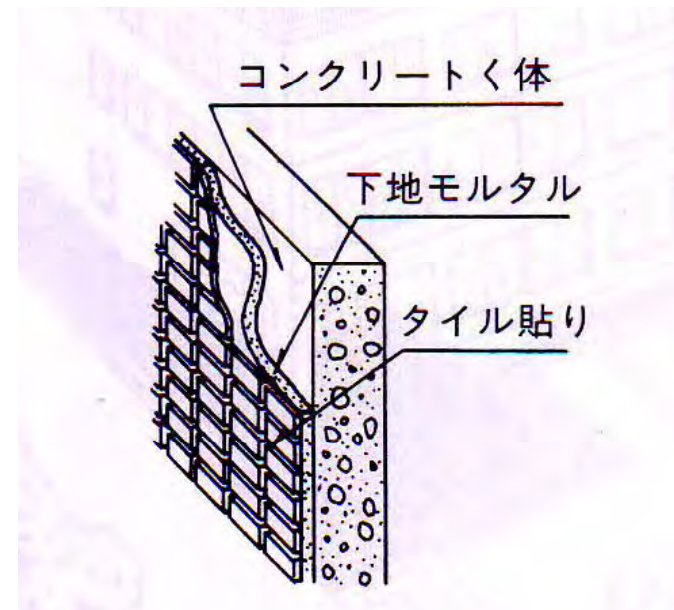
■ 外壁 概念図

外壁塗装の役割

- ・ 美観性
- ・ 防水性、透湿性（水分は通さず、湿気は通す。）
- ・ 躯体の耐久性向上
- ・ 断熱性

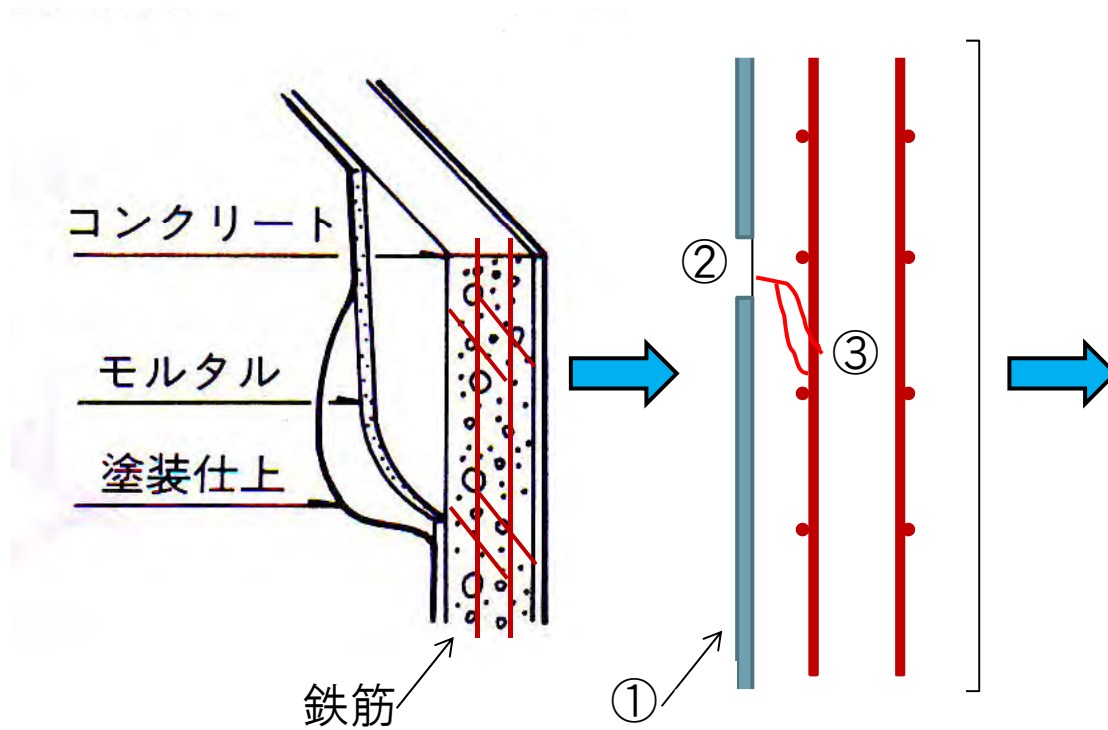


モルタル+塗装



モルタル+タイル

■ 外壁と構造体の関係



劣化の進行

- ① 塗膜が剥がれる
- ② コンクリート面のひび割れが生じる
- ③ 鉄筋に水分が浸食



鉄筋が錆びて膨張し、外壁（コンクリート）が爆裂する

■ 屋上防水 アスファルト防水（非露出型）



■ 屋上防水 塗膜防水（露出型）



コスト	:	○
耐久性	:	△
施工性	:	○
改修性	:	○
特徴		

手入れしないと
耐久性が悪い

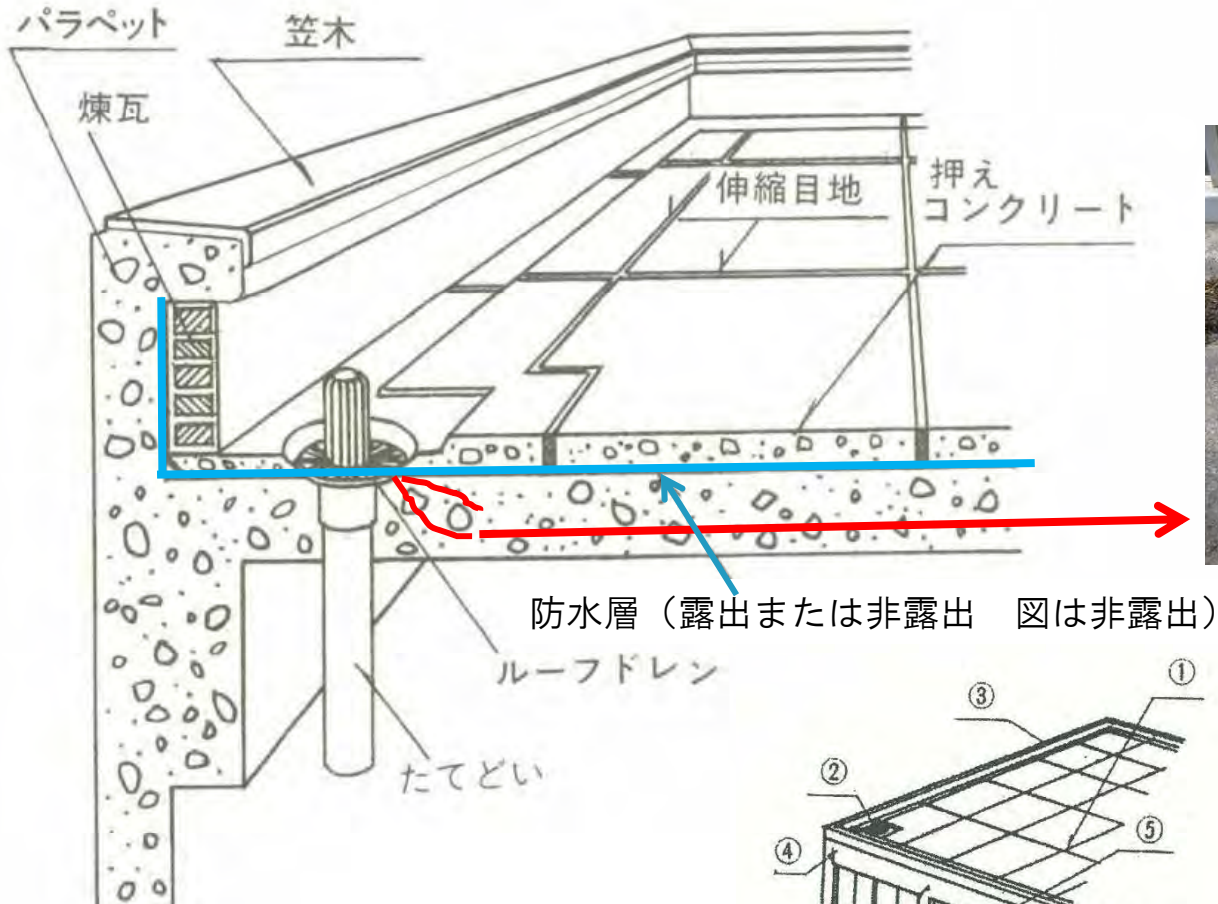
■ 屋上防水 シート防水（露出型）



コスト	:	◎
耐久性	:	○
施工性	:	○
改修性	:	△
特徴		

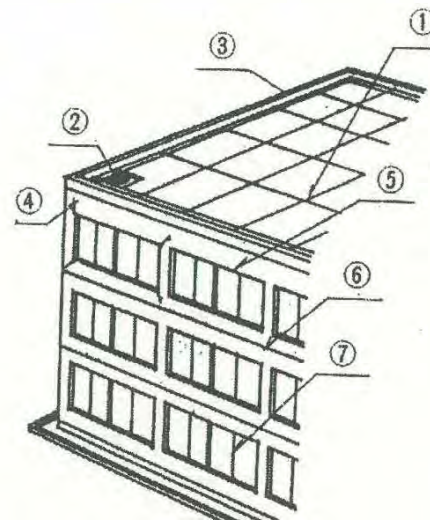
薄い、衝撃に弱い
下地に影響される

■ 屋上防水 一般的な構成



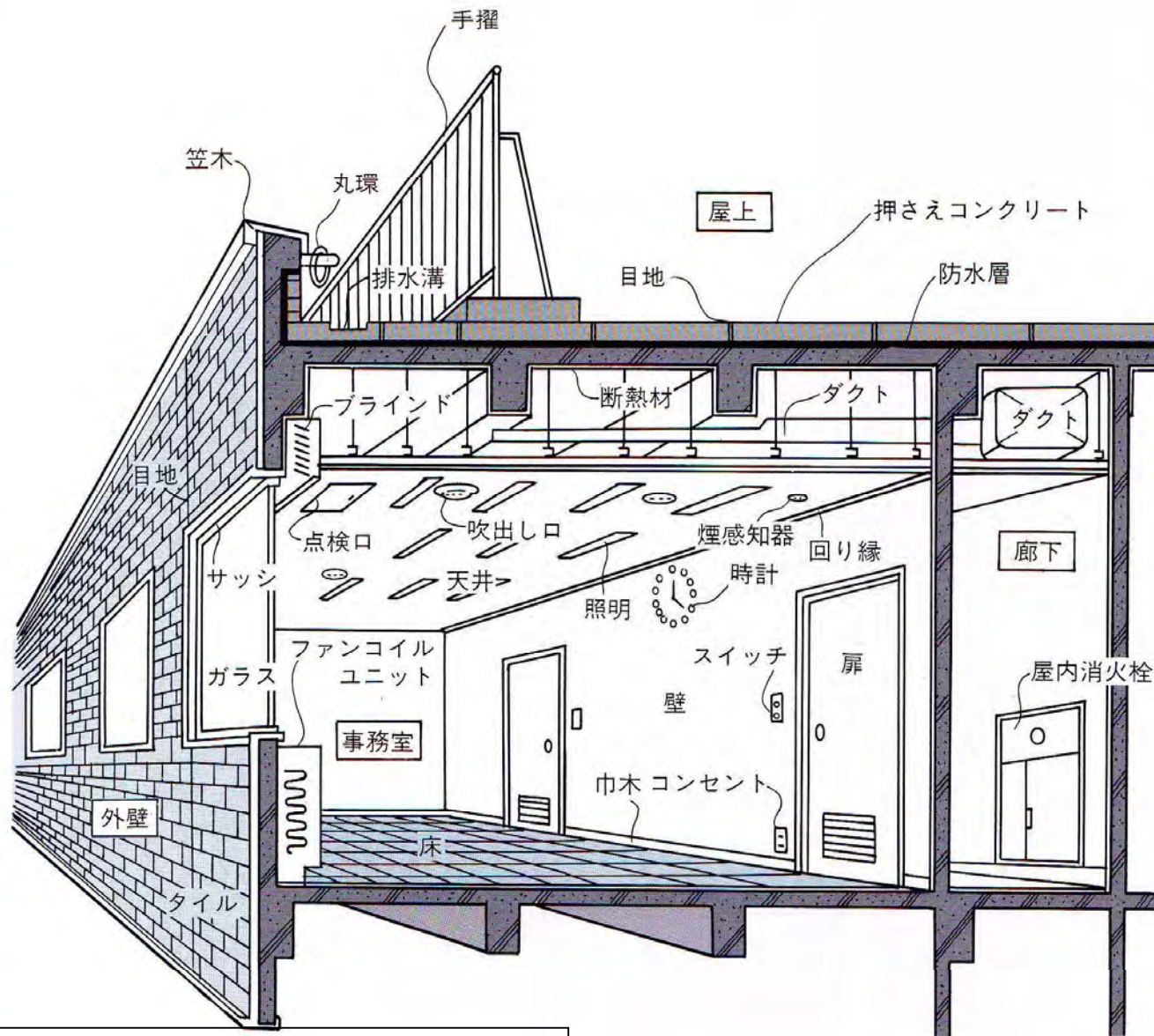
建物の雨漏りの原因

ルーフドレン回りの雑草



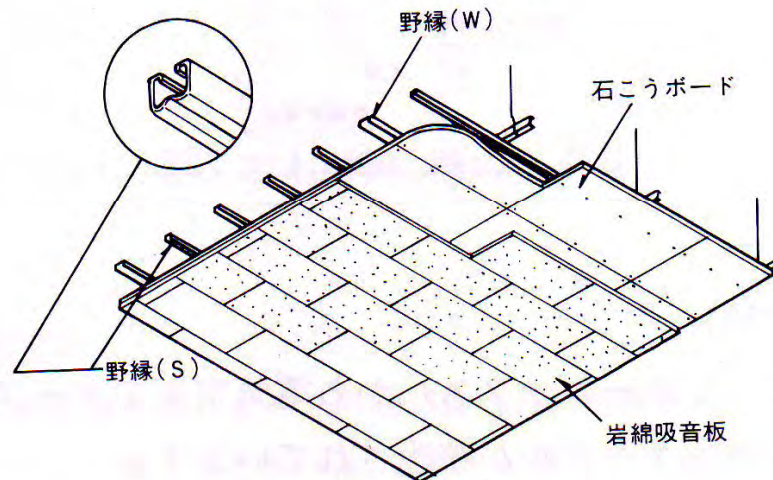
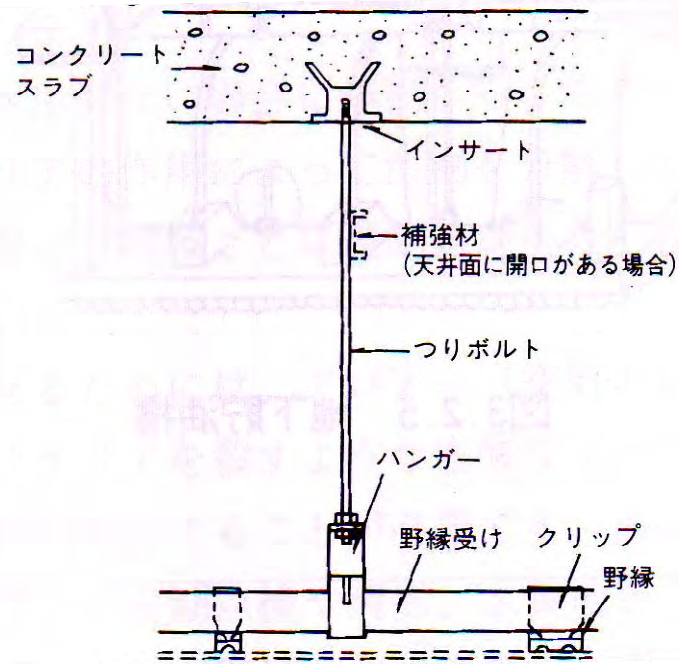
- ① 屋根防水層の劣化、損傷
- ② ルーフドレンの目詰まり
- ③ パラペットのひび割れ
- ④ 外壁のひび割れ
- ⑤ 窓枠と外壁の接合部からの漏水
- ⑥ コンクリート打ち継ぎ目地のシーリングの劣化
- ⑦ 強風によるサッシからの吹き込み

■ 仕上げ（非構造部材）の概念図



「建築・設備 維持管理のしおり」(BELCA)より抜粋

■ 仕上げ - 天井



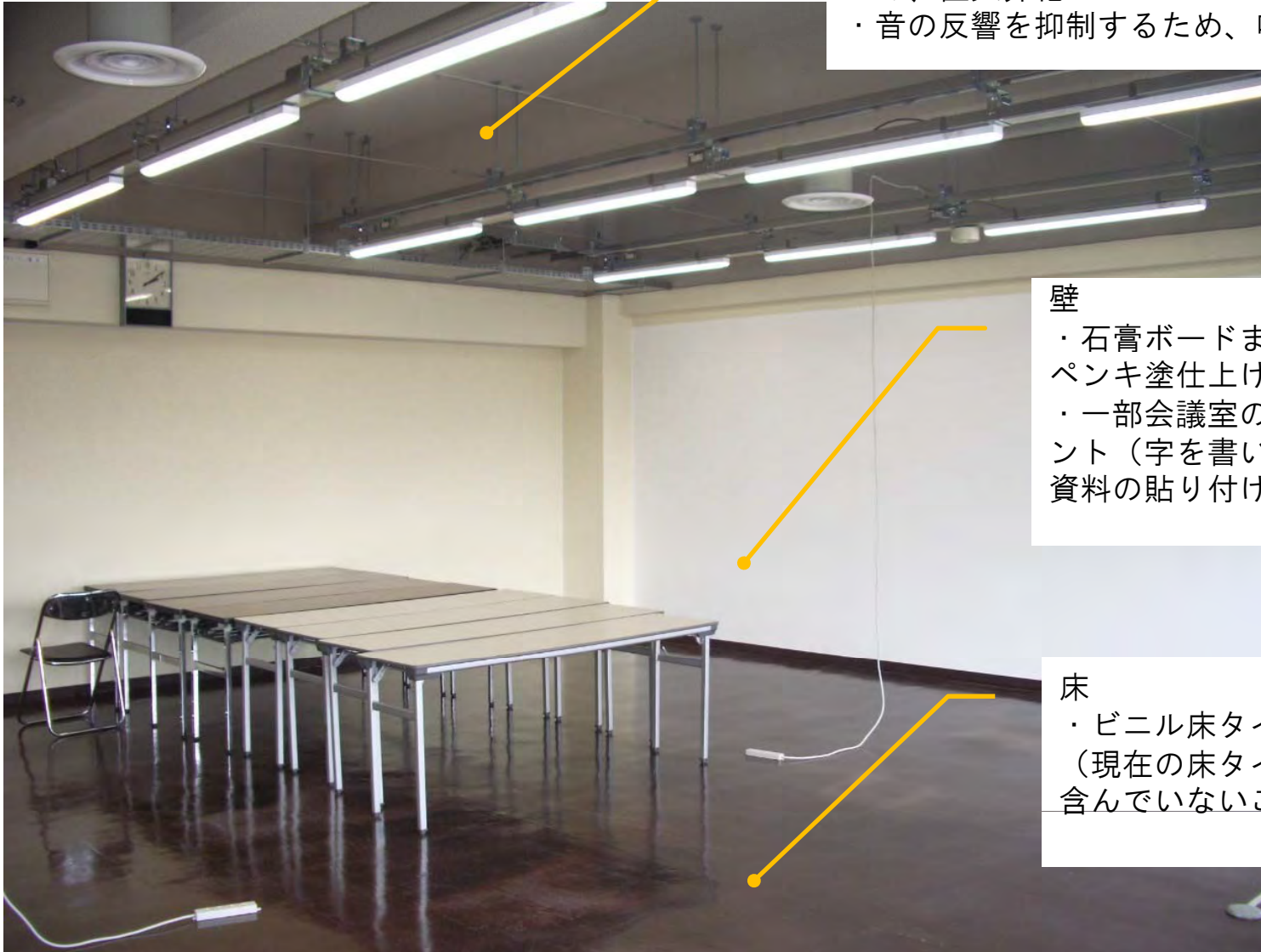
平成25年7月12日に建築基準法施行令が改正（平成26年4月1日施行）され、下記の特定期間天井については、従来よりも厳しい基準となりました。

- ①人が日常的に集まる場所
- ②高さが6mを超え、面積が200m²を超える
- ③質量が2kg/m²

■ 県庁舎改修モデルルーム（東棟3階 C会議室）

天井

- ・ 執務室内の快適性向上や改修・維持管理費削減のため、直天井化
- ・ 音の反響を抑制するため、吹付吸音材仕上げ



壁

- ・ 石膏ボードまたはコンクリートにペンキ塗仕上げ
- ・ 一部会議室の壁は、アイデアペイント（字を書いたり、マグネットで資料の貼り付け可能）採用

床

- ・ ビニル床タイルの張替え
（現在の床タイルも、アスベストを含んでいないことを確認済）

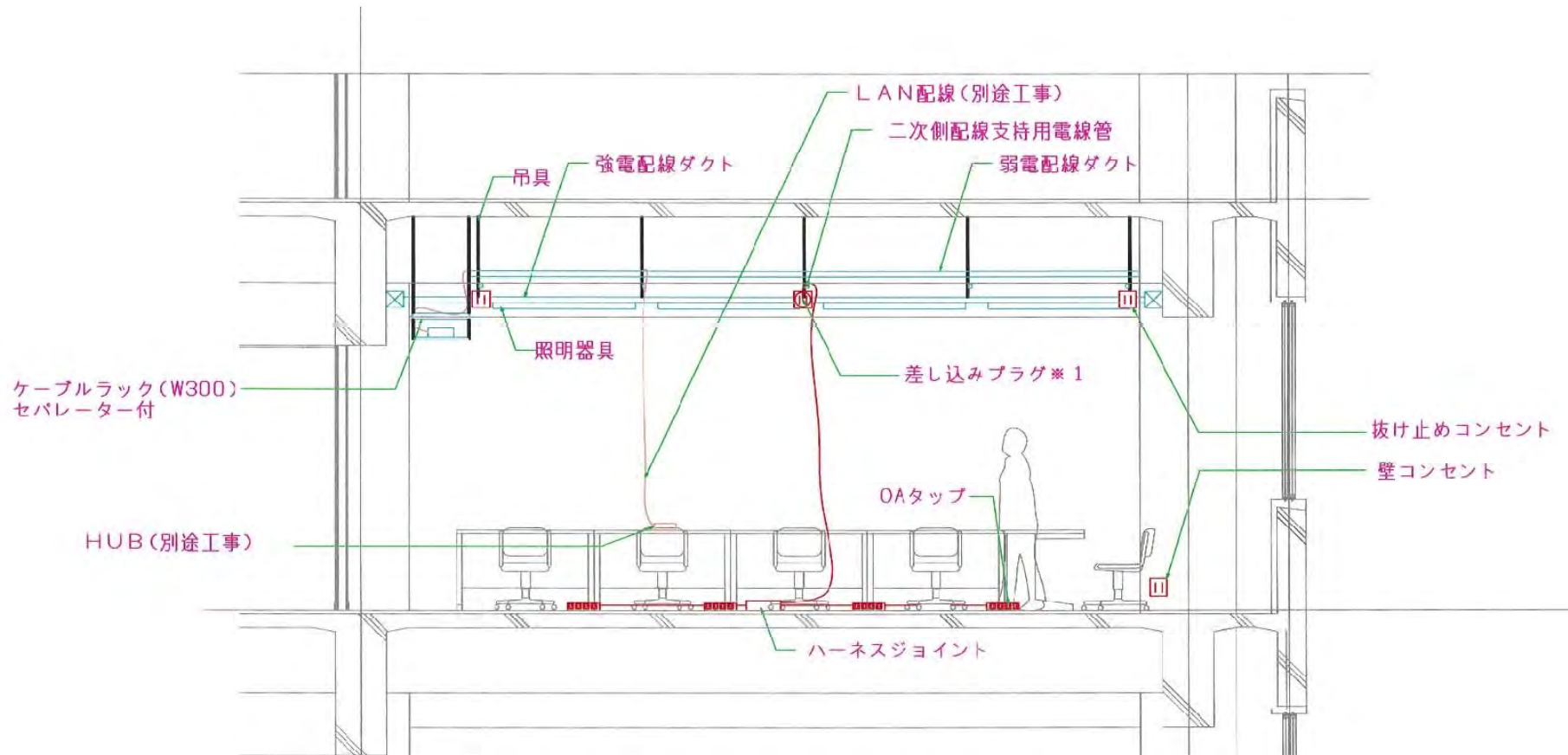
■ 県庁舎改修モデルルーム 照明・配線

<照明>

- ・省エネルギーに配慮しLED照明器具を採用
- ・明るさセンサーによる初期照度補正や調光制御
- ・タイムスケジュール制御による昼休み・業務終了時間の消灯・調光制御
- ・机上面の必要照度（750ルクス）確保

<配線>

- ・執務室のレイアウト変更や機器等の増設があった場合も容易に配線可能な計画
- ・OA電源、LANケーブル、電話線は、机のレイアウトに合わせ天井面からの配線可能
- ・窓側席は、従来どおり壁や床から配線



■ 建築設備について

電気設備

給排水設備

熱源設備

照明設備

換気設備

衛生設備

消防設備

昇降設備

他

建物を安全で快適に使用することが目的

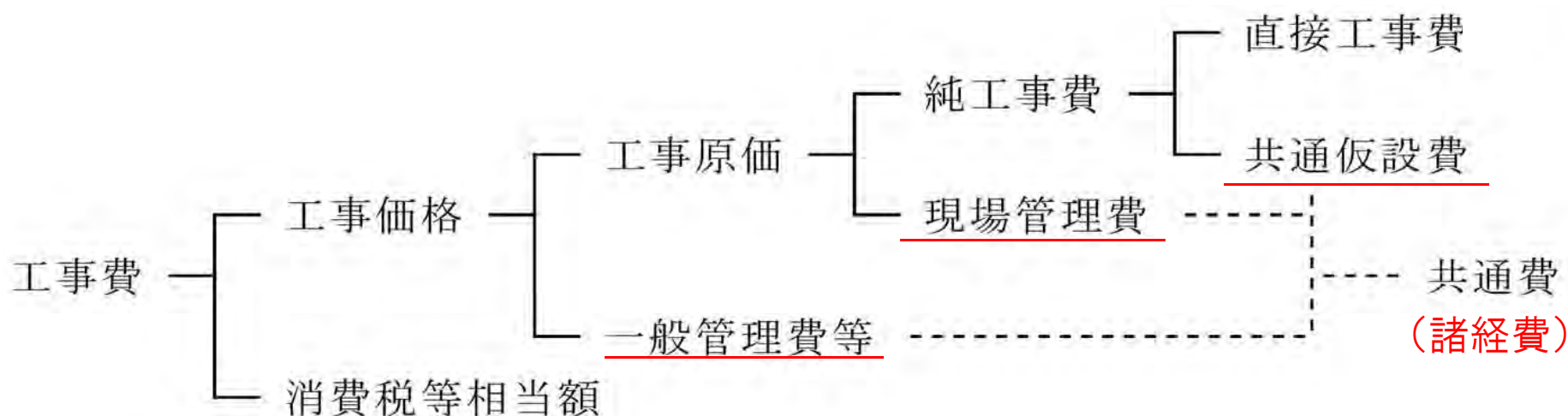


光熱費や二酸化炭素などの排出は、
環境破壊につながる。

- ・ 定期点検（法定、日常点検）の実施
 - ・ 故障を発見したら優先度をつけて対応
- 安全性（人的被害の可能性）
機能性（建物の使用に影響する）

4. 工事費とは

工事費 = 直接工事費 + 諸経費 + 消費税 のこと。



■諸経費の内訳

直接工事費 : 工事をするのに直接必要なお金 (材料費、労務費)

共通仮設費 : 各工事に共通する仮設のお金 (仮囲い、工事中光熱費)

現場管理費 : 工事現場を運用管理をするのに必要なお金 (事務用品費、通信運搬費)

一般管理費 : 会社を運営するのに必要なお金 (給与、光熱費)

■ 工事費の内訳

名 称	摘 要	単 位	原設計				変更設計				差引増減額
			数量	単 価	金 額	備 考	数量	単 価	金 額	備 考	
A	直接工事費										
	一般工事	式	1.0		5,000,000						
	その他工事	式	1.0		0						
	小 計				5,000,000						
	発生材処分費	式	1.0		555,560						
	計				5,555,560						
	産業廃棄物税相当額	式	1.0		16,000						
	直接工事費 計				5,571,560						
B	共通仮設費										
	一般共通仮設費	式	1.0		250,000						
	その他工事	式	1.0		0						
	共通仮設費 計				250,000						
	純工事費				5,821,560						
C	現場管理費										
	一般現場管理費	式	1.0		1,200,000						
	その他工事	式	1.0		0						
	現場管理費 計				1,200,000						
	工事原価				7,021,560						
	工事原価から産業廃棄物税相当額を控除した金額				7,005,560						
D	一般管理費	式	1.0		700,000						
	契約保証補正率 0.04%	式	1.0		2,802						
	一般管理費 計				702,802						
	端数調整				698,440						
	工事価格				7,720,000						
E	消費税相当額	式	1.0		617,600						
	合 計				8,337,600						

直接工事費

諸経費部分

工事費

5. 点検とは

■ 法定点検 定められた期間内に行う点検 対称施設

- ・ 事務所
- ・ ボイラー等（冷凍機、廃棄物焼却炉など）
- ・ 消防用設備
- ・ 特殊建築物

関係法令

- ・ 労働安全衛生法
- ・ 事務所衛生基準
- ・ 消防法
- ・ 建築基準法

法定点検を行った内容と業者・メーカーの連絡先を一覧表にして、緊急時に修理等を依頼できる体制を整えましょう。

■ 法定点検以外 県の方針による点検 対称施設

- ・ 県有施設全般

関係指針等

- ・ 青森県県有施設維持管理基準
- ・ 青森県県有施設保全マニュアル

点検例

■ シーリング材の劣化

シーリング材の“やせ”



シーリング材のひび割れ



・シーリング材の性質

部材と部材の隙間を防水している。

部材間の動きに追従できるように柔らかい。

押してみても硬くなっていたら劣化が進んでいる。

硬くなると動きに追従できずにひび割れ、隙間が生じる。

施設点検VTR

佐倉市資産管理経営課作成

「五感を使って施設の日常点検をしよう！～学校編～」(約16分)

URL : <http://www.city.sakura.lg.jp/0000012790.html>



The screenshot shows the Sakura City website with a navigation menu and a news article. The article title is 「五感を使って施設の日常点検をしよう！～学校編～」を制作しました. The article text describes the VTR's purpose and content, mentioning the mascot 'Camuro-chan' and staff members 'Aoyama-san' and 'Nao-kou Sensei'. A photo shows a man in a suit and a woman in a blue uniform with the mascot character in a school hallway.

日本語 | 携帯サイト | English | 中文(简体) | 中文(繁體) | 한국어 | Español | Português | ふりがな(別ウィンドウで開く) | 音声読み上げ

佐倉市 SAKURA CITY

文字サイズ 小 中 大 背景色 白 黒 青

Google カスタム検索

サイト内検索

→ サイトマップ

トップ 1 暮らし 2 市政情報 3 施設ガイド 4 観光・文化 5 事業者のかたへ

トップ > 各課の窓口(組織から探す) > 資産管理経営室 > ファシリティマネジメント(FM) >

■ 「五感を使って施設の日常点検をしよう！～学校編～」を制作しました

[2015年4月6日]

施設点検VTR「五感を使って施設の日常点検をしよう！～学校編～」を制作しました

施設の日常点検のポイントをわかりやすく教える施設点検VTR「五感を使って施設の日常点検をしよう！～学校編～」を、【企画 自治体等女性FM会】【制作 佐倉市】として制作しました。

佐倉・城下町400年記念イメージキャラクター「カムロちゃん」と佐倉市職員の「アユミさん」「ナオコ先生」が学校内を巡り、見て、触って、施設の不具合を確認していく、約16分間のVTRです。

学校建物の日常点検として、特に安全確保の観点から日々確認していただきたいポイントについて、10項目にまとめています。学校以外の施設にも共通した点検内容です。

今回の制作は佐倉市のみならず、施設の保全と点検の実行に頭を悩ませる全国の自治体担当者にも活用いただきたい趣旨から、自治体等女性FM会の企画のもとに制作しました。

6. 法改正について

資料2

定期調査・検査を行う資格者制度の 見直しについて

平成27年6月22日

(定期報告制度の見直しに関する説明会資料)

国土交通省住宅局建築指導課

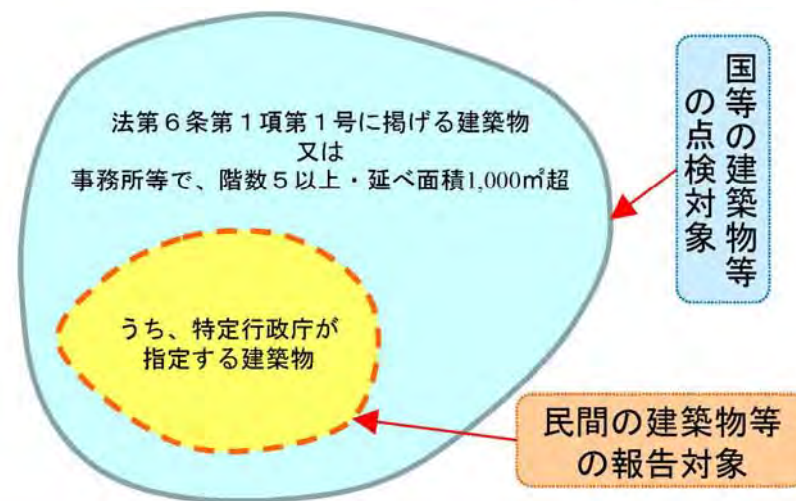
平成28年6月改正予定



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(参考) 「国等の建築物等」と「民間の建築物等」の違い

- 国、都道府県、建築主事を置く市町村（国等）が所有する建築物等と、それ以外の者（民間）が所有する建築物等については、位置づけや用語が異なる。
- なお、国等の建築物等の場合、自らが建築行政を執行する機関であることに鑑み、定期点検時の特定行政庁への報告義務は課されていない。



対象	チェック内容	チェック方法	所有者	
			民間	国等
・建築物の状況	・損傷、腐食等の劣化状況 (例:コンクリートのひび割れ、鉄骨の腐食 等)	・目視 ・打診 等	「調査」 (第1項)	「点検」 (第2項)
・建築設備の設置に関する状況	・不適切な改変行為等による法不適合状況 (例:防火区画の位置変更、避難に支障を来す通路閉塞 等)	・目視 等		—
・建築設備の構造に関する状況	・損傷、腐食等の劣化状況 (例:EVの作動不良、給水タンク内部の腐食 等)	・目視 ・作動確認 ・機器測定 等	「検査」 (第3項)	「点検」 (第4項)
	・不適切な改変行為等による法不適合状況 (例:内装変更による換気口閉鎖、ダクトの接続ミス 等)	・目視 等		—

【定期調査・検査を行う資格者】

ポイント

【法第12条、法第12条の2、法第12条の3関係】

- 定期調査・検査を行う「資格者」が法律に位置づけられ、国が当該者に対し「資格者証の交付」や「調査等に関して不誠実な行為をしたときなどの資格者証の返納命令」などの監督等を行うこととなった。
- 防火設備について、専門的な知識と技能を有する者（防火設備検査員）が検査を行う仕組みが導入された。

	現行	改正後(案)	備考
建築物	一級建築士・二級建築士	一級建築士・二級建築士(変更なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、国土交通省令で新講習の詳細を定める予定。 ・ 国等の建築物に限って認められていた「2年以上の実務経験者」については、今後は講習の受講が必要。
	特殊建築物等 調査資格者	建築物調査員(新講習の受講が必要)	
	登録調査資格者講習(旧講習)の修了者	建築物調査員(新講習の受講は不要)	
(無資格者)	建築物調査員(新講習の受講が必要)		
昇降機等	一級建築士・二級建築士	一級建築士・二級建築士(変更なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国等の建築物に限って認められていた「2年以上の実務経験者」については、今後は講習の受講が必要。
	昇降機 検査資格者	昇降機等検査員(新講習の受講が必要)	
	登録昇降機検査資格者講習(旧講習)の修了者	昇降機等検査員(新講習の受講は不要)	
(無資格者)	昇降機等検査員(新講習の受講が必要)		
建築設備	一級建築士・二級建築士	一級建築士・二級建築士(変更なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国等の建築物に限って認められていた「2年以上の実務経験者」については、今後は講習の受講が必要。
	建築設備 検査資格者	建築設備検査員(新講習の受講が必要)	
	登録建築設備資格者講習の修了者	建築設備検査員(新講習の受講は不要)	
(無資格者)	建築設備検査員(新講習の受講が必要)		
防火設備	(新設)	一級建築士・二級建築士 防火設備検査員(新講習の受講が必要)	

※ 旧資格者(旧講習の修了者等、従来、調査・検査資格者であった者をいう。)については、法第12条の2等の規定により、新講習を修了した者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者であると認定することを予定。これにより、旧資格者は新講習を受講せずに資格者証の交付を申請することができる。

※ 防火設備に関する事前講習(学歴、資格、実務年数に応じた受講資格を定める予定)を実施予定。当該事前講習を修了した者については、法第12条の3の規定により、新講習を修了した者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者であると認定することを予定。これにより、新講習を受講せずに資格者証の交付を申請することができる。

※ 防火設備の点検に関して知識・経験を十分に有している者は、実技等の一部講習を免除することを予定。なお、昇降機・建築設備の一部講習の免除規定についても、現行どおりとすることを予定。

法定点検一覧表（一般的な事務庁舎及び普通高等学校の場合）

平成27年7月更新

1 事務所等の衛生

項目	点検対象	点検内容	点検頻度	規定法規	備考	依頼先 (参加資格者名簿)
労働安全衛生	事務所の衛生基準			労働安全衛生法第65条、65条の2 同施行令21条 事務所衛生基準規則 青森県職員安全衛生管理規程第30条	事務所とは、建築基準法第2条第1号に掲げる建築物又はその一部で、事務作業に従事する労働者が主として使用するものをいう。	
	作業環境測定（中央管理方式の空気調和設備を有する場合）	CO及びCO2濃度、室温及び外気温、相対湿度	2月以内ごとに1回	事務所衛生基準規則第7条	室温及び外気温、相対湿度の測定頻度は年3回への緩和あり。	V-03 建物の空気環境測定
	機械換気設備	定期点検	2月以内ごとに1回	事務所衛生基準規則第9条		V-09 ボイラー・空調設備等管理
	空気調和設備	点検・清掃等	1月以内ごとに1回・1年以内ごとに1回	事務所衛生基準規則第9条の2		V-09 ボイラー・空調設備等管理
	照度の確保と照明設備	室の照明設備の定期点検	6月以内ごとに1回	事務所衛生基準規則第10条		V-11 電気設備の保守点検
	定期清掃及びねずみ、昆虫等の防除		6月以内ごとに1回	事務所衛生基準規則第15条		V-01 建物清掃 V-06 建物のねずみ昆虫防除
特定建築物	特定建築物の所有者等は、政令で定める基準に従って維持管理をしなければならない 特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し又は利用するものの所有者等は、政令で定める基準に従って維持管理をするように努めなければならない			建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条、第4条 同施行令第1条	特定建築物とは、興行所、事務所、旅館等の用途に供される部分の延床面積が3,000㎡以上及び学校の用途に供される延床面積が8,000㎡以上の建築物をいう。	
	空気調和設備又は機械換気設備	空気環境の測定	2月以内ごとに1回	同施行令第2条 同施行規則第2条、第3条、第3条の2、第3条の18	「建築物における衛生的環境の確保に関する事業」には任意の登録制度がある。（建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2）	V-03 建物の空気環境測定

特定建築物	給水設備	遊離残留塩素の検査	7日以内ごとに1回	同施行令第2条 同施行規則第4条、第4条の2		V-04 飲料水の水質検査 V-02 貯水槽の保守点検
		飲料用水質の検査	6月以内ごとに1回			
		貯水タンク（受水槽、高置水槽）の清掃	1年以内ごとに1回			
	排水設備	排水設備の掃除	6月以内ごとに1回	同施行令第2条 同施行規則第4条の3		V-05 排水管の清掃
	定期清掃		6月以内ごとに1回	同施行令第2条 同施行規則第4条の4、第4条の5		V-01 建物清掃
ねずみ、昆虫などの防除		6月以内ごとに1回	同施行令第2条 同施行規則第4条の4、第4条の5	V-06 建物のねずみ昆虫防除		
建築物環境衛生管理技術者の選任	維持管理の監督		法第6条 同施行規則第5条	建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから建築物環境衛生管理技術者を選任する必要がある。		
簡易専用水道（貯水槽）	簡易専用水道とは、水槽の有効容量の合計が10m ³ を超えるものをいう。	水槽の清掃	1年以内ごとに1回	水道法第34条の2 同施行規則第55条、第56条	地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者による検査	V-02 貯水槽の保守点検
		施設外観検査、水質検査、書類検査	1年以内ごとに1回			厚生労働省の水道情報ホームページに、検査機関登録簿が掲載されている。

2 ボイラー等

項目	点検対象	点検内容	点検頻度	規定法規	備考	依頼先（参加者名簿）
ボイラー	ボイラー（小型ボイラーを除く）	性能検査	1年1回 （2年への緩和あり）	労働安全衛生法41条、第45条 ボイラー及び圧力容器安全規則第37条、第38条	性能検査は労働基準監督署長又は検査代行機関が行う。 性能検査のためのボイラーの整備の業務は、ボイラー整備士の資格が必要。	検査代行機関： （社）ボイラ・クレーン安全協会、（社）日本ボイラ協会 等
		定期自主検査	1月以内ごと	ボイラー及び圧力容器安全規則		V-09 ボイラ

				に1回	第32条		ー・空調設備等管理
ボイラー	小型ボイラー		定期自主検査	1年1回	ボイラー及び圧力容器安全規則第94条		V-09 ボイラー ー・空調設備等管理
圧力容器	第1種圧力容器（小型圧力容器を除く）		性能検査	1年1回（結果による短縮延長有）	労働安全衛生法ボイラー及び圧力容器安全規則第72条、第73条	性能検査は労働基準監督署長又は検査代行機関が行う。	ボイラー性能検査に同じ
			定期自主検査	1月以内ごとに1回	ボイラー及び圧力容器安全規則第67条		V-09 ボイラー ー・空調設備等管理
冷凍機			保安検査	3年に1回	高圧ガス保安法第35条、35条の2		高圧ガス保安協会、指定保安検査機関
			自主検査	1年に1回	冷凍保安規則第40条から第44条		
ばい煙発生・関係施設	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	硫黄酸化物 排出ガスが10万m ³ /h以上 ばいじん・窒素酸化物 排出ガス量が4万m ³ /h以上	ばい煙量またはばい煙濃度の測定	2月に1回以上	大気汚染防止法第2条、第16条 同施行令第2条 同施行規則第15条 ダイオキシン類対策特別措置法第28条 青森県公害防止条例第18条、第27条 同施行規則第8条 ※届出義務等 構造等の変更（大気汚染防止法第6条） 廃止（同法第11条） 事故時の通報（同法第17条等） <u>詳細は、 環境政策課または各環境管理事務所へ</u>	対象は次のいずれかに該当すること ・ 伝熱面積が10m ² 以上 ・ バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上 青森県公害防止条例 ・ 伝熱面積が5m ² 以上10m ² 未満 ※排出ガス量が4万m ³ /h未満の施設であって1年間に6月以上休止するものは年1回以上 ※ガス燃料によるばいじんは5年に1回以上	V-03 建物の空気環境測定 V-09 ボイラー ー・空調設備等管理
		ばいじん・窒素酸化物 排出ガス量が4万m ³ /h未満		年2回以上 ※年1回以上			
	廃棄物焼却炉	硫黄酸化物 排出ガス量が10万m ³ /h以上 ばいじん 焼却能力が4,000kg/h以上 塩化水素・窒素酸化物 排出ガス量が4万m ³ /h以上	2月に1回以上	対象は次のいずれかに該当すること 大気汚染防止法 ・ 火格子面積が2m ² 以上 ・ 焼却能力が200kg/h以上 青森県公害防止条例 ・ 火格子面積が1m ² 以上2m ² 未満 ・ 焼却能力が100kg/h以上200kg/h未満 ※焼却能力が4,000kg/h未満（ばいじん）及び排出ガス量が4万m ³ /h未満の施設であって1年間に6月以上休止するものは年1回以上			
		ばいじん	年2回以上				

		焼却能力が 4,000kg/h未満 塩化水素・窒素酸 化物 排出ガス量が4万 m ³ /h未満		※年1回以上		
	ガスタービン・ディー ゼル機関	硫黄酸化物 排出ガス量が10万 m ³ /h以上 ばいじん・窒素酸 化物 排出ガス量が4万 m ³ /h以上		2月に1回以 上	対象は次に該当すること 大気汚染防止法 燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上 ※排出ガス量が4万m ³ /h未満の施設であって 1年間に6月以上休止するものは年1回以上 ※ガス燃料によるばいじんは5年に1回以上	
		ばいじん・窒素酸 化物 排出ガス量が4万 m ³ /h未満		年2回以上 ※年1回以上		
	ガス機関・ガソリン機 関	硫黄酸化物 排出ガス量が10万 m ³ /h以上 ばいじん・窒素酸 化物 排出ガス量が4万 m ³ /h以上		2月に1回以 上	対象は次に該当すること 大気汚染防止法 燃料の燃焼能力が重油換算35L/h以上 ※排出ガス量が4万m ³ /h未満の施設であって 1年間に6月以上休止するものは年1回以上 ※ガス燃料によるばいじんは5年に1回以上	
		ばいじん・窒素酸 化物 排出ガス量が4万 m ³ /h未満		年2回以上 ※年1回以上		
特定施 設	廃棄物焼却炉	ダイオキシン類	ダイオキシン 類の濃度の測 定	年1回以上	対象は次のいずれかに該当すること ダイオキシン類対策特別措置法 ・ 火格子面積が0.5m ² 以上 ・ 焼却能力が50kg/h以上	

3 消防用設備・危険物

項目	点検対象	点検内容	点検頻度	規定法規	備考	依頼先(参加者名簿)
消防用設備	消火器具、火災報知設備(消防機関通報用)、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、無線通信補助設備	機器点検	6月1回	消防法第17条の3の3 同施行令第36条 同施行規則第31条の6 消防庁告示(平成16年第9号)	防火対象物に設けられている消防用設備等防火対象物のうち政令で定めるものにあつては、消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させる。その他は自ら点検する。	V-08 消防設備の保守点検
	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力防災ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源(配線の部分を除く。)、総合操作盤、パッケージ型消火設備並びにパッケージ型自動消火設備	機器点検	6月1回			
		総合点検	1年に1回			
	配線	総合点検	1年に1回			
危険物	地下埋設タンク・配管漏洩検査 指定数量の倍数が十以上の一般取扱所	定期点検	1年に1回以上(地下タンクの構造による緩和あり。)	消防法第14条の3の2 危険物の規制に関する政令第1条の11、第2条、第3条、第7条の3、第8条の5 危険物の規制に関する規則第62条の5の2	定期点検事業者は(財)全国危険物安全協会の認定制度あり。 タンクや配管の損傷等により河川への流出、地下への浸透が生じた場合は水質汚濁防止法により防止措置と保健所への届出義務がある。	V-02 貯水槽の保守点検
	屋外タンク貯蔵所(危険物の最大数量が10,000kl以上のもの等)	保安に関する検査	1年1回以上	消防法第14条の3		市町村長等による検査

4 し尿浄化槽・排水

項目	点検対象	点検内容	点検頻度	規定法規	備考	依頼先(参加者名簿)
し尿浄化槽	し尿浄化槽	保守点検	年1回(ただし特例により、週1回～6月1回)	浄化槽法第10条 環境省関係浄化槽法施行規則 詳細は、 <u>環境政策課または各環境管理事務所へ</u>	保守点検は、県知事の登録を受けた事業者又は浄化槽管理士が行う。 処理対象人員が501人以上の浄化槽は技術管理者を置くことが必要。 特例による点検回数は、浄化槽の処理方式により異なり、環境省関係浄化槽法施行規則第6条に記載されている。	V-07 浄化槽の保守点検
		清掃	年1回(全ばっき方式は概ね6月1回)		市町村長が許可する浄化槽清掃業者	
		水質検査	設置等後1回 年1回	浄化槽法第7条、第11条 環境省関係浄化槽法施行規則第9条	水質検査は指定検査機関が行う。	(社)青森県浄化槽検査センター
排水	次のいずれかに該当する特定事業場 ・ 1日当たりの平均的な排水の量が50m ³ 以上の特定事業場 ・ 有害物質を含有する水又はそのおそれのある排水を排出する特定事業場	排水等等の測定	3月に1回以上ないし6月に1回以上	水質汚濁防止法第2条、第14条第1項 同施行令第1条 同施行規則第1条の2、第9条 排水等自主測定実施要領(昭和60年11月1日青公害第439号青森県環境保健部長通知) 詳細は、 <u>環境政策課または各環境管理事務所へ</u>	地域により、上乘せ基準あり(水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和48年3月青森県条例第3号)) 特定施設(施行令第1条)の例 ・ 旅館業、病院(病床数300以上) ・ 科学技術に関する研究・試験・検査・専門教育を行う事業場(施行規則第1条の2)(例:農業・水産・工業の教育を行う学校、保健所、家畜保健衛生所等) ・ し尿処理施設(処理対象人員500人以下を除く)	排水及び地下浸透水の測定を第三者に委託するときは、「計量法」に基づく計量証明の事業の登録を受けた事業所に行う必要がある。

5 電気等

項目	点検対象	点検内容	点検頻度	規定法規	備考	依頼先(参加者名簿)
自家用 電気工 作物	<ul style="list-style-type: none"> ・需要設備(電力会社から高圧及び特別高圧で受電するもの) ・発電所(小出力発電設備以外の発電設備を有するもの(太陽電池発電等含む)) ・配電線路(構外にわたる電線路を有するもの) 	保安規程を定め自主定期点検		電気事業法 同施行規則	電気主任技術者の選任または電気事業法施行規則第52条の2に規定する個人事業者または法人への委託が必要。	委託先の例: (財)東北電気保安協会、(社)東北電気管理技術者協会会員、ビルメンテナンス業者等

エレベーター(建築基準法に定めるものを除く)、クレーン、ゴンドラ等についても、労働安全衛生法等による規定があり。

6 定期点検(特殊建築物等)

項目	点検対象	点検内容	点検頻度	規定法規	備考	依頼先(参加者名簿)
定期点 検	<ul style="list-style-type: none"> ・100m超の特殊建築物 ・階数が5以上かつ1,000㎡超の事務所等 	敷地、構造の損傷、腐食その他の劣化の状況	3年に1回	建築基準法第12条第2項 同施行規則 他	詳細は、 建築住宅課営繕指導グループ へ	維持保全の実務経験が2年以上あれば自ら点検することができる。 他所属の資格を持つ職員又は建築士等の資格を持つ業者に依頼することも可。
	上記建築物の昇降機以外の建築設備	昇降機以外の建築設備の損傷、腐食その他の劣化状況	1年に1回	同法第12条第4項 同施行規則 他		
	上記建築物の昇降機	昇降機の損傷、腐食その他の劣化状況	1年に1回			